

裁量を持つて、議員定数や上限に対する設定であったり、また議会の適正規模に関してしっかりと指導助言していくということも検討するべきと思うんですが、地方自治担当の尾身副大臣にその考えを聞きます。

○尾身副大臣 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、地方議会の議員定数につきましては、かつては原則として人口区分に応じた法律で定数を定める法定定数制度でございましたが、地方分権を進める中で、平成十一年の地方分権一括法による改正により、人口区分に応じて上限を法定し、その数を超えない範囲内で条例で定数を定める条例定数制度に改められ、さらに、平成二十三年度の地方自治法改正により、上限の規定が廃止されたところでございます。

住民の多様な声を聞き、広い見地から地域社会の在り方を議論する地方議会の役割は大変重要なものであり、地方議会の定数の在り方につきましては、このような議会の役割や地域の実情を踏まえ、各地方公共団体において自主的に御判断いただくべきものと考えております。

○守島委員 副大臣、これも、地方に任せると言っていて、ある種、僕は責任放棄だなというふうに思っていて、役所答弁の域を出ないかなと思っ

ているので政治家に聞いたんですけれども、おっしゃっている理由は、先ほど来、地方分権という流れの中で地方に任せるといふふうに言っているというところは理解もするんですが、結局、地方任せにして変わらないから問題提起しているんです。今のように、結局、国会議員も地方とか

地方議会に気を遣って問題を先送りしているの、こうした国主導の地方議会改革というの、やはり難しいかなというふうに思っています。

けれども、地方分権、地方分権というんですけれども、地方に権限とか財源を与えるだけが地方分権じゃなくて、やはり責任も与えていかないといけないと思っていて、ただ裁量を与えてあとは自由というものでは、僕自身はないと思っ

す。結局、国が、地方議員定数の縮減によるなり手不足解消であったり議会改革というのができないのであれば、やはり市町村合併は、地方行政の合理化であったり議員のなり手不足の大きな解消手段になると思いますが、結果としては将来的な自治体の持続可能性にもつながる話なので、この問題に関しては避けずに取り組んでいただきたいと思えますし、今後もある提案させていただこうというふう

に思っております。時間がもうないので最後の質問は飛ばしますが、最後に、この度の改正案に関しては、これまでの質問にあったように、地方議会の肥大化につながらず、人口減少社会を見据えて、議会改革を進める必要性の認識をしっかりと保持していただけることが賛成の、維新としての前提となつてきます。よって、議員の職務等の明確化はいいんですが、しっかりと議会の適正化、地方行政の適正化に関しては不断に努めていくことを求めまして、私からの質疑とします。

○浮島委員長 次に、石川香織さん。

○石川（香）委員 立憲民主党の石川香織です。よろしくお願いたします。

まず、法案の審議に入る前に、本日の新聞などでも報じられておりましたが、昨日、総務省が公表しました二〇二二年十月一日の人口推計ということですけれども、日本の人口が十二年連続で減少をして、一億二千四百九十四万七千人になったということでした。生まれた子供の数が亡くなった人を下回る自然減は、過去最大の七十三万人ということがなつて、少子化、人口減少に歯止めがかからない状態になっています。

通告はしていないんですけれども、総務大臣、この日本の人口推計の結果を見ての受け止めを、まずちよつとお伺いできればと思います。

○松本国務大臣 やはり、人口減少が我が国社会に与える影響は大変大きいということで、政権としても、少子化対策を始め様々な政策に取り組んでいるところでございます。

もちろん、それぞれの方が子供を産む、つくるかどうかというのもそれぞれの御判断でありませけれども、私どもとしても、子どもを持つ、つくりたいという方々が是非その希望がかなえられるような環境整備に努めていくことが今最も大切なことではないかと思つて、政策を推進してまいりたいと考えております。

○石川（香）委員 大臣、ありがとうございます。

この都道府県別で見ますと、沖縄県は、一九七二年以来、日本に復帰して以降初めての人口減になったということで、増加したのは東京都のみだ

ったということですが。文字どおり、東京一極集中という構図になってしまっているということと、あと、市町村別で見ますと、独自の対策で人口を増やしているところもありますので、そうした取組もお手本にしつつ、様々な検証をして、何とか人口減少を食い止められるように、また総務委員会でも質疑の中で取り上げられていくかと思いますが、ちよつと冒頭、触れさせていただきました。

それでは、法案に入っていくしたいと思います。会計年度任用職員の処遇に関しては、これもまたも総務委員会で度々質問してまいりました。

改めて、この会計年度任用職員の方々がどれぐらい貢献をしてくださっているかといいますと、二〇二〇年の総務省の調査によりますと、自治体で働く会計年度任用職員の方々は、全国で約七十七万人ほどいると言われております。実に行政に関わる仕事をする人の四人に一人が会計年度任用職員、だということになります。

職種別で見ますと、消費生活相談員、学童指導員が九割以上、図書館の職員が七割以上、学校給食関係職員や保育士も、非常にこの会計年度任用職員の方の割合が高くなっています。専門的な知識や経験を有する職員の方も多く、多種多様な人材が、地方行政の重要な担い手としてそれぞれの現場を支えているということです。

常勤の職員と同様、地方行政の場にはなくてはならない存在にもかかわらず、これまで、同一労働同一賃金からはほど遠い実態であった。こうした現状を変えるために、これまで様々な要請活動

もされてこられた。今日は、当事者の皆さんも朝から傍聴していただいておりますけれども、そういった意味で、今回の法改正は非常に意義深いものになると思いますが、順次質問させていただきますと思います。

まず、国の非常勤職員については既に勤勉手当が支給されていると思いますが、現在の支給状況について確認をさせていただきます。

○役田政府参考人 お答え申し上げます。

国の非常勤職員のうち、委員、顧問、参与等以外の非常勤職員の給与については、給与法第二十二条第二項におきまして、各庁の長は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することとされており。

期末手当及び勤勉手当に相当する給与につきましては、人事院が発出している非常勤職員の給与に関する指針におきまして、任期が相当長期にわたる非常勤職員のうち、常勤職員と職務、勤務形態等が類似する非常勤職員には、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上、支給するよう努めることとしております。

昨年、人事院において、この指針の取組状況の確認を行いましたところ、各府省における勤勉手当に相当する給与の支給については、おおむね適切に実施されていたところでございます。

○石川（香）委員 おおむね順調にということですが、会計年度任用職員のことについてお聞きしていきますが、済みません、人事院の役田次長、退席いただいて結構です。ありがとうございます。

会計年度任用職員の期末手当などの経費について、これまで、新年度の施行に伴う費用を含めて、地方財政計画において計上されて、この措置が講じられてきたと思います。令和二年度には千七百三十八億円、令和三年度には二千四百二億円、令和四年度からは一般行政経費の枠の中で制度の運用に必要な財源を確保しているということとをされております。

そして、今回の会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、必要な経費でありますけれども、先ほども少し似たような質問があつて大変重なるところもあるかもしれませんが、当然、しっかりと適切に財政措置がなされるべきだと考えております。

総務大臣にお伺いいたしますが、経費をどの程度見積もっているのかということ、それから、今後のスケジュールも含めて、もうしっかりと財政措置をしていただくという決意も含めて、是非御答弁いただければと思います。

○松本国務大臣 会計年度任用職員に対する勤勉手当につきましては、法案が成立した際に、各自治体において適切に支給される必要があると考えております。

勤勉手当の支給見込額ということでございますが、令和三年度決算統計における会計年度任用職員の期末手当支給額をベースに機械的に試算をすると総額で約千五百円と見込まれる、先ほど答弁を申し上げたところでございます。

勤勉手当の支給につきましては、必要な経費について、支給に向けまして、今後各自治体に対し

て調査を行うことを考えておりまして、その結果も踏まえて、地方財政措置についてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○石川（香）委員 機械的に計算ということでは五百億円という御答弁でしたが、これから調査が始まるというわけですので、しっかりと実態に即した財政措置をしていただけるように、これもお願いをしたいと思っております。

令和二年度の会計年度任用職員制度の施行状況などに関する調査というものがあつたと思いたすが、会計年度任用職員制度の導入に伴って、給与水準が、制度導入前の報酬の水準に比べて減額になつてしまつた職種があるというふうに答えた団体が七百三団体、これは全体の二三％になります、ありました。

中には、期末手当を含めた年収ベースと比較をして、制度導入前の報酬水準と同じぐらいになるように給料を減額したという事例も実際に見受けられたということで、こうしたことは、当然、趣旨と制度に合っていないということで、まさに本末転倒であると思ひますし、是正すべきだと、これまでも委員会では指摘をしております。

今回の勤勉手当の支給に当たっては、こうした給料や期末手当などの減額がなされず、勤勉手当の適切な支給による処遇の改善が進むように、団体等にもしっかりと念を押しつけていかなければいけないのではないかと思ひますが、そのことについて国からどのような対策が取られているか、大臣にもう一度確認させていただければと思ひます。

○松本 国務大臣 まず、先ほどの質問につきま

て、大変申し訳ございませんが、勤勉手当の支給見込額について、総額で約千五百億円と見込まれると申し上げたつもりでございますが、億が抜けていたようでございますので、改めて、総額で約千五百億円と申し上げたいと思ひます。

ただいまの御質問でございますが、会計年度任用職員の処遇については、令和二年度の制度導入により期末手当の支給を可能とするなど、処遇の改善に取り組んできたところでございまして、私どもが目指す方向は処遇の改善でありますので、制度施行時から、単に財政上の制約のみを理由として、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬を削減することがないよう、これまでも重ねて助言してきたところでございます。

総務省としては、法案が成立した際には、先ほど申し上げましたように、地方財政措置についてしっかりと検討を行うとともに、各自治体に対しては、制度の趣旨に沿った運用となるように改めて助言などを行い、会計年度任用職員の処遇の改善が図られるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○石川（香）委員 もう目的は処遇改善、今大臣もはつきりと言つていただきました。この新たな制度によつて、財政上の理由でこれを減らされるとか左右されるということはあつてはならないということ、改めて御確認していただきました。引き続き、実態を見ながら、助言を必要に応じてしっかりと行つていただきたいと思います。

今回の法改正では、これまでの期末手当に加え、短時間の会計年度任用職員にもこの勤勉手当

を支給することが可能になると思ひますが、施行後には、全ての会計年度任用職員に対して常勤職員と同じ月数の勤勉手当を支給すべきと考えますけれども、この点について、総務省の見解をお伺いします。

○大沢 政府参考人 お答えいたします。

会計年度任用職員のまず期末手当については、国の非常勤職員の取扱いを踏まえまして、継続して六か月、週十五・五時間以上勤務する者を支給対象とするというのが基本でございまして、法案が成立した場合は、勤勉手当の支給も同じ考え方になります。

その上で、会計年度任用職員に対する勤勉手当につきましても、常勤職員との権衡を踏まえまして、その支給月数を基礎として、勤務実績等を考慮の上、支給することが適当であるというふうに考えております。

○石川（香）委員 これまで同一労働同一賃金、そして公平であるべき制度ということで求めてまいりましたけれども、総務省の調査によりますと、パートタイムの会計年度任用職員の勤務時間の設定について、勤務時間が三十七時間三十分以上のフルタイムより一日に十五分だけ短い職の任用団体の数というのが千六百一十一団体、前回の調査よりも十二団体減少したということになっておりますが、いまだに千六百一十一団体あるということ、任用件数は五万六千五百七十三件、これは九百一十件増加、前の調査よりもしてしまつたということ、つまり、今もなお五万六千人以上こういう方がいらつしやるということ、です。

勤務時間の設定につきましては、業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果だというふうにご答えた団体が最も多くなっています。シフトであったり、勤務体制、それから施設とか窓口の運用時間なども考慮して設定しましたと回答している団体が多いとの調査結果が出ております。

勤務時間の設定について、総務省は、フルタイム勤務とすべき標準的な仕事の量があるにもかかわらず、こうしたパートタイムの会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに、ちよつとだけ短くする、こういう設定は適切ではないということは、そもそも通知をしております。

しかし、実際にはこういうことがまだまだ五万六千人以上あるということで、これも明らかに不適切な運用ではないかということで是正する必要があります。あるいは、感ずております。

こういった不適切な運用に関して、総務省からどのような助言などを行ってきたのかお伺いいたします。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

会計年度任用職員の勤務時間は、その職務の内容や標準的な職務の量に応じて適切に設定することが必要であると考えております。

御指摘のとおり、一日当たりフルタイム勤務との勤務時間の差が十五分以内というふうになっていくパートタイム職員の状況については毎年度調査を行っております。該当する自治体からは、その理由として、勤務時間の積み上げであるとか施設の運営時間等を考慮しているなどの理由が挙げられておられるところがございます。

総務省としては、この点、先ほど委員からも紹介がありましたように、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職については、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定するといったことは適切ではないこと、また、フルタイムより僅かに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相場の合理的な理由があるのかを改めて検証の上、慎重に判断する必要があることなどについて、昨年十二月に発出した通知も含め、重ねて助言をしております。

我々といえども、今後も引き続き調査を行いながら、実態を丁寧に把握をして、ヒアリングの機会などもございますので、そういった場を活用して、適正な任用が確保されるよう取り組んでいきたいと考えております。

○石川（香）委員 今後是非、団体とか勤務実態の把握も含めて、こうした不公平な運用にならないようにチェックを引き続きしていただきたいと思っております。

会計年度任用職員の皆さんは、本当に行政サービスにおいてなくてはならない重要な存在であるということ、誰かが認めるところだと思っております。その上で、社会での多大な貢献であったり、職場の頑張りとか、これがきちんと評価をされて、働き続けられる制度の実現というものを目指しているかなければいけないと思っております。そういうことについても心からお願いを申し上げたいと思

ます。

それでは、続いて、地方議会の課題についてお伺いをさせていただきます。

先ほどからもほかの委員からも質問がございますが、地方議員のなり手不足、これは非常に課題です。まず、立候補したいと考える熱意のある方が感じるハードルを少しでも下げるといったことは重要だと思っております。立候補環境の整備ということについて聞いてまいります。

答申の中で、様々なやり取りがあったかと思いますが、今年一月及び三月に尾身副大臣は、経済団体の担当者の方と面会をいたしまして、勤労者の地方議会議員への立候補のための環境整備について要請を行ったというふう聞いております。まず、経済団体の反応はどのような反応だったのか、それから、この要請を受けて経済団体では何らかの対応が行われているのかなど、お伺いさせていただきます。

○尾身副大臣 お答えいたします。

地方制度調査会の答申では、会社員が立候補しやすい環境整備について、立候補に伴う休暇制度などの法制化は有効な方策だが、事業主負担や他の選挙との均衡といった課題があるとの指摘がなされました。その上で、まずは、各企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を自主的に設けることなどを要請していくことを検討すべきと提言されました。

また、昨年の臨時国会で議員立法により成立した地方自治法改正の附則においても、政府は事業主に對して自主的な取組を促すこととされてお

ます。

これらを踏まえまして、今委員御指摘のとおり、私自身が本年の一月と三月に、三議長会の皆様と御一緒に経済団体を訪問させていただきました、直接要請を行ってまいりました。

具体的には、各企業の状況に応じて、就業規則について必要な見直しなどを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対して解雇や減給などの不利益な扱いをしないこと、議員との兼業、副業を可能とすることについての御協力をそれぞれお願いしたところでございます。

経済団体の皆様方からは、中小企業では立候補休暇を認める場合に人繰りや社会保険料の事業主負担などに懸念があるということ、休日、夜間議会の活用など議会側の取組も重要ではないか、また、その中でも女性の活躍というのは大変重要であるというような御意見も直接伺ってまいりました。議員のなり手不足に対する対応の重要性につきましても、皆様方には御理解をいただけたというふうにも私も受け止めております。

その上で、各経済団体におかれましては、早速会員企業の皆様に周知を行っていただいたと伺っておりまして、今後、各企業における自主的な取組が広がることを期待しております。

○石川（香）委員 ありがとうございます。詳しく答弁いただきました。

確かに、人手不足もありますのは、人員の確保であったり、あとは社会保険料の負担など、こうした懸念は当然企業側にはあるだろうと思えます。選挙では、よく、退路を断つてという言葉が使わ

れますけれども、退路を断つて挑戦するというのは、並々ならぬ熱意とか決意を感じる一方で、現実的には、後ろ盾がない、非常に不安定な立場であるということも言えると思えます。幅広い人材を集めるためにも、様々な方の挑戦を後押ししていただけるような、会社に籍を置きながら立候補することができる、議員として活動することができるといふことを当たり前の流れにしていくのかどうなのかというのとは今後のテーマになるかなと思います。一方で、企業側に理解を求めるといふことも分かるんですが、確かに、議会でももつと何かできないかという御指摘も、そのとおりなのではないかなと思います。オンラインの委員会ですね。まだ始まったばかりということでもありますけれども、今後もしろいろな検証しながら模索していく必要があるのかなと思います。

済みません、時間がなくなつてまいりましたので、次の質問、議員報酬についてですね。

これもやはり、議員報酬、なかなか、議員だけでは生計を立てられないほど低収入、低水準の地域もあるということで、人口規模が小さい自治体ほど少ない傾向があるということで、この議員報酬が十分に得られていないと感じられることがなり手不足の一因になっていっているのではないかと、これも、当然考えられるかと思えます。

地方議員は、議員専業でやる方、それから、ほかの仕事もやって兼業でやる方もいらっしゃるというので、それぞれの働き方によって議員も異なるということ、いわゆる相場というものを設定するのも難しいのかなと思います。また、いわゆる

都会の議員と、それから車がなければ移動できないような地方の議員でも、活動にかかるとお金も異なるわけでありまして、地域の事情などもあるかと思えます。

地方議員も、議会の出席それから行事の出席など、きちんとやり通すとすぐ大変な仕事だと私は思うんですが、今、物価高などもあり、皆さんの生活が大変な中で議員報酬を上げるといふことも、いろいろな意見が出るのは当然だと思います。一番重要なのは、住民の理解を得た形で報酬改善を実現するため、国は具体的にどういふことができるかということだと思っております。このことについて御質問いたします。

○吉川政府参考人 お答えいたします。

議員報酬の額は条例で定められるというものでございますが、三十三次の地方制度調査会の答申において、特に小規模団体の議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因になっていることが指摘をされております。また、議員の活動量と長の活動量を比較し、議会、議員が活動内容を明確に示すことを通じて、適正な報酬水準について議論を行っている取組もございまして、こうした取組を参考に、住民の理解を得ながら、報酬水準の在り方を検討することが考えられること、これも地制調の答申で指摘をされているところでございます。

総務省といたしましても、各議会において、住民の十分な理解と納得を得るため、地域の状況を踏まえ、十分な審議を尽くしていただき、適正な議員報酬の額を定めていただくことが重要と考え

ておりまして、様々な取組事例の紹介など情報提供を今後とも行ってまいりたいと考えております。

○石川（香）委員 この議員報酬については、議員報酬に関しての交付税単価というものは下がっていた時期もあったんですが、令和二年度から実態を踏まえて上がっている。

今、今後、地方議員のなり手を確保していくためにも地方財政措置はこれからもしっかり行われるべきだと思いますが、この点についてお伺いさせていただきます。

○原政府参考人 お答えいたします。

普通交付税の単位費用の積算に用いている議員報酬単価は、地方公務員給与実態調査結果等を踏まえて設定しております。

委員御指摘のありましたとおり、議員報酬の実態を踏まえまして、近年では議員報酬単価も増額しておりまして、令和五年度においても、前年度から増額しております。

先ほど、自治行政局長からお答えしましたとおり、議員報酬については、各議会において、地域の状況を踏まえて十分な審議を尽くしていただいで適切な額を定めていくことが重要と考えております。これから自治行政局の方で議長会と連携しながら、様々な取組の紹介など情報提供を行ってまいるといふことでございます。

したがって、議員報酬に対する交付税措置につきましても、こうした動きや議員報酬の実態を踏まえて適切に対応してまいりたいと存じます。

○石川（香）委員 ありがとうございます。

議会についてお伺いしてききましたが、最後に、

投票の在り方についてもちよつとお伺いしていきたいと思います。

今、統一地方選挙が始まっておりますが、四月の六日、統一地方選挙の前半戦の期日前投票で、北海道の士幌町というところで、投票所に行けない高齢者の方々たちのために家の前まで来てくれる移動投票所というのを北海道で初めて運行しました。道内では間違いなく初めてなんですが、全国でもかなり珍しい取組だそうです。今まで、移動投票所は既にやっていたけれども、家の前まで来てくれるというところがすばらしいなと思っております。

これで、高齢の方、足が不自由な方も含めて、後部座席に設けられた記載台で投票用紙を記入して、車内で一票を投じたということで、九世帯十五人が投票したそうです。ケアマネジャーの方も同乗したりしまして、介助もしながら無事に投票が行われたということですが、こうした取組をどのように評価しているか、最後に松本大臣にお伺いします。

○松本国務大臣 士幌町の移動期日前投票所の取組については、高齢、障害者、障害等の理由により投票所までの移動が困難である等の一定の要件に該当する方の申込みにより、申込者の個人宅前を巡回箇所と決定するという取組を実施されたものと承知しております。これは地域の事情を踏まえた自主的な取組と承知をしております。

このような取組についてでございますが、一般論で議論をいたしますと、巡回を希望する有権者が多数になることも想定されること、必要な人員

を確保し、限られた期間内に確実に巡回できるのかなど、確実性や公平性の観点から難しい課題もあると考えております。

一方で、移動期日前投票所の取組は、有権者の投票機会の確保の観点からは有効な取組であると考えておりまして、総務省では、各選挙管理委員会の取組事例をまとめた事例集を作成、周知し、横展開を図るとともに、財政面では、国政選挙については全額国費で措置し、地方選挙については特別交付税措置を講じております。

移動期日前投票所の取組が着実に増加するよう、各選挙管理委員会の積極的な取組を促してまいりたいと考えております。

○石川（香）委員 投票率を高める取組の一つとして、様々な問題をクリアしながら、いろいろ広がっていけばいいのかなと感じております。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○浮島委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 立憲民主党の重徳和彦です。

今回の地方自治法の改正、特に議会、地方議会の在り方について質問したいと思っております。

今回の法改正は、実は別に、新たな地方議会の権限、役割を付与したりするものではなくて、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化というふうに説明されております。だから、議会が議事機関である、立法機関じゃないですね、議事機関であることが明確化されました。それから、議会は、重要な意思決定に関する事件を議決する、その他の権限を行使するというふうに書かれております。